横手市

令和７年度
障がい福祉のしおり

1　相談の窓口

2　障がい者の手帳

3　手帳の交付を受けた方への
　　サービスや制度

4　障がい者手当等

5　障害者総合支援法・
　　児童福祉法のサービス

6　地域生活支援事業

7　住宅整備

8　障がい福祉サービス
　　事業者一覧

9　主な障がい者関連団体一覧

横手市役所　市民福祉部
社会福祉課　障がい福祉係

目　　次

１．相談の窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．障がい者の手帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
① 身体障害者手帳
② 療育手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
③ 精神障害者保健福祉手帳

３．手帳の交付を受けた方へのサービスや制度 ・・・・・・・・・・・９
① 自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免・・・・・・１０
② 旅客鉄道株式会社運賃の割引・・・・・・・・・・・・・１１
③ 国内航空旅客運賃の割引・・・・・・・・・・・・・・・１２
④ 路線バス運賃の割引
⑤ タクシー運賃の割引
⑥ 有料道路通行料金の割引・・・・・・・・・・・・・・・１３
⑦ ＮＨＫ放送受信料の減免・・・・・・・・・・・・・・・１５
⑧ 郵便等による不在者投票
⑨ 所得税及び住民税の控除
⑩ 福祉医療制度（マル福制度）・・・・・・・・・・・・・１６
⑪ 携帯電話基本使用料の割引

４．障がい者手当等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
① 障害基礎年金
② 特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
③ 特別障害者手当
④ 障害児福祉手当
⑤ 障害者扶養共済制度・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
⑥ 重度心身障害児養育手当
⑦ 児童扶養手当

５．障害者総合支援法・児童福祉法のサービス・・・・・・・・・・１９
（１）自立支援給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
介護給付
訓練等給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
障害児通所給付
サービス利用までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

（２）介護給付・訓練等給付・障害児通所給付の利用者負担・・・・２２
① 利用者負担の月額上限額
② 月額上限額の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
③ 個別減免
④ 食費や光熱水費の実費負担の軽減
⑤ 高額障害福祉サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・２４
⑥ 新高額福祉サービス等給付費
（３）自立支援医療
① 更生医療
② 精神通院医療
③ 育成医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（４）補装具費の支給
（５）補装具費の借受け・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（６）難聴児補聴器給付事業

６．地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
① 相談支援事業
② 意思疎通支援事業
③ 日常生活用具給付等事業
④ 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 ・・・・・・・３０
⑤ 移動支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
⑥ 訪問入浴事業
⑦ 日中一時支援事業
⑧ 自動車運転免許取得費助成事業 ・・・・・・・・・・・・３３
⑨ 自動車改造費助成事業

７．住宅整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
① 住宅改修費給付事業

８．障がい福祉サービス事業者一覧・・・・・・・・・・・・・３５
（１）計画相談支援事業
（２）自立支援給付事業
居宅介護・重度訪問介護・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
同行援護
行動援護
短期入所
療養介護
生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
施設入所支援

自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
自立訓練（宿泊型生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（Ａ型）
就労継続支援（Ｂ型）
共同生活援助（介護サービス包括型）・・・・・・・・・・・・・３９
共同生活援助（外部サービス利用型）
児童発達支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
放課後等デイサービス
（３）地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
移動支援事業
訪問入浴事業
日中一時支援事業
（４）就業・生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

９．主な障がい者関連団体一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

1　相談の窓口

■ 相談･手続きの窓口　　1 相談の窓口

横手市にお住まいの市民の障がい福祉に関する相談･手続きの窓口です。

名　　称	内　　容
横手市役所 相談・手続き時間 各地域局とも 月～金曜日 午前８時３０分～ 午後５時１５ 分 	障がい福祉に関する相談や手続きを行っています。 ・ 身体･知的･精神に障がいのある方の総合相談 ・ 障がい者手帳の申請 ・ 特別障害者手当･障害児福祉手当等の申請 ・ 自立支援医療（更生医療･育成医療・精神通院）の申請 ・ 補装具費の申請 ・ 障害者総合支援法の障害福祉サービス等の申請 ・ 地域生活支援事業（日常生活用具給付等）の申請
市民福祉部　社会福祉課 **本庁舎　４階**	〒013-8601 横手市中央町８番２号　本庁舎４階 0182-35-2132　FAX　0182-32-9709
市民福祉部　まるごと福祉課 **本庁舎　１階福祉総合窓口**	※受付けのみとなります。相談は社会福祉課へご連絡ください。 〒013-8601 横手市中央町８番２号　本庁舎１階
まちづくり推進部 **増田市民サービス課**	〒019-0701 横手市増田町増田字土肥館１７３番地 0182-45-5514　FAX　0182-45-5563
まちづくり推進部 **平鹿市民サービス課**	〒013-0105 横手市平鹿町浅舞字覚町後１３８番地 0182-24-1114　FAX　0182-24-3087
まちづくり推進部 **雄物川市民サービス課**	〒013-0205 横手市雄物川町今宿字鳴田１番地 0182-22-2157　FAX　0182-22-2184
まちづくり推進部 **大森市民サービス課**	〒013-0514 横手市大森町字大中島２６８番地 0182-26-2115　FAX　0182-26-3894
まちづくり推進部 **十文字市民サービス課**	〒019-0529 横手市十文字町字海道下１２番地５ 0182-42-5114　FAX　0182-42-3672
まちづくり推進部 **山内市民サービス課**	〒019-1108 横手市山内土渕字二瀬８番地４ 0182-53-2933　FAX　0182-53-2155
まちづくり推進部 **大雄市民サービス課**	〒013-0461 横手市大雄字三村東１８番地 0182-52-3905　FAX　0182-52-3925

横手市障がい者
基幹相談支援センター

障がいのある方やそのご家族が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活できるよう、福祉に関する問題について、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家が相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービス等の利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行っています。

受付時間　月～金曜日　午前９時～午後４時３０分

〒013-0035 横手市平和町３番３０号　よねやMGビル１F
よねやMGビル　1F　102、103
（社会医療法人 興生会 地域活動支援センターのぞみ内）
0182-35-5781　　FAX　0182-35-5782
kikan-nozomi@kohseikai.com

横手市ふくしの窓口

横手市在住で、経済的に困窮している方、ひきこもりや孤立状態にある方、仕事に就けない方、困っているのに誰に相談して良いか分らない方など、どなたでも相談できます。

相談時間　月～金曜日　午前９時～午後５時

〒013-8601 横手市中央町８番２号　本庁舎１階　９番窓口
0182-32-6101
fks-madoguchi@yokote-shakyo.jp

社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 本　部	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し地域福祉活動の推進を行っています。 〒013-0072　横手市卸町５番１０号　卸町ビル ☎　0182-36-5377　　FAX　0182-36-5388
十文字福祉センター	〒019-0509　横手市十文字町梨木字御休ノ上２９番地 ☎　0182-42-5858　　FAX　0182-42-4577
山内福祉センター	〒019-1108　横手市山内土渕字鶴ヶ池３１番地３ ☎　0182-53-3009　　FAX　0182-53-3024
大雄福祉センター	〒013-0452　横手市大雄字大関３１０番地 ☎　0182-52-3311　　FAX　0182-52-3444
平鹿地域振興局 福祉環境部 （横手保健所）	特定疾患（原因不明の難病のうち特定の病気）、精神保健などについて総合的な相談を行っています。 🙂 特定疾患や精神保健に関する相談 相談時間　月～金曜日 午前８時３０分～午後５時１５分 〒013-0033　横手市旭川一丁目３番４６号 ☎　0182-32-4006　　FAX　0182-32-3389
秋田県南児童相談所 	１８歳未満の児童に関するあらゆる問題についての相談に応じ必要な助言･指導や施設入所手続きを行っています。 〒013-8503　横手市旭川一丁目３番４６号 （平鹿地域振興局福祉環境部） ☎　0182-32-0500　　FAX　0182-32-3369
秋田県子ども・女性・ 障害者相談センター （旧秋田県福祉相談ｾﾝﾀｰ）	身体･知的･精神に障がいのある方、児童、女性の方の福祉及び健康等に関することなど福祉全般の相談を行っています。 🙂 相談時間　月～金曜日　午前８時３０分～午後７時 土日祝日　　午前１０時～午後６時３０分 〒010-0864　秋田市手形住吉町３番６号 ☎相談専門電話（代表）018-831-2940 ☎　018-831-2301　　FAX　018-831-2306
秋田県立医療療育センター	障がい（肢体不自由、難聴、知的障がい）のある児童の療育相談・療育支援を行っています。 〒010-1409　秋田市南ヶ丘一丁目１番２号 ☎　（代表）018-826-2401 ☎　予約専用（外来診療など）018-826-8029 ☎　総合相談　　018-826-8031 FAX　018-826-2407

秋田県精神保健福祉センター	各種依存症（アルコール依存症など）を含むこころの健康相談を行っています。 〒010-0864　秋田市手形住吉町３番６号 ☎　018-831-3946　　FAX　018-831-2306
♥ こころの電話	心の健康に関する電話相談やメンタルヘルスに関する知識の普及啓発を行っています。 相談時間　月～金曜日　午前９時～午後４時 土日祝日　　午前１０時～午後４時 ☎　018-831-3939
♥ あきたいのちのケアセンター	自殺予防･自死遺族に関する電話相談を行っています。 利用時間　月～金曜日　午前９時～午後４時 土日祝日　　午前１０時～午後４時 ☎　0120-735256（相談無料）
秋田県医療的ケア児支援センター『コ ラ ソ ン』	日常的に医療的ケアを必要とするお子さんとご家族が、地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等コーディネーターと専門的な知識をもった看護師が関係機関と連携し、支援を行っています。 受付時間　月～金曜日　午前１０時～午後３時 〒010-1409　秋田市南ヶ丘一丁目１番２号 （秋田県立医療療育センター内） ☎　018-827-5730　　FAX　018-839-9868
障害児発達支援事業 阿　桜　園	在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児及びその保護者を対象に、地域での生活を支えるため、訪問指導、外来指導などにより療育に関する相談を行っています。 〒013-0064　横手市赤坂字仁坂１０５番地 ☎　0182-32-6085　　FAX　0182-32-7359
発達障害者支援センター ― ふきのとう秋田 ―	社会福祉士や臨床心理士などの専門家が、子どもから大人までの発達障がいについて相談に応じ、支援を行っています。 〒010-1409　秋田市南ヶ丘一丁目１番２号 ☎　018-826-8030　　FAX　018-826-2414
横手公共職業安定所 ハローワーク	障がいのある方の就職に関しての登録、相談、職業訓練施設の利用斡旋等を行っています。 〒013-0033　横手市旭川一丁目２番２６号 ☎　0182-32-1165　　FAX　0182-32-8048
秋田県障害者職業センター	障がいのある方に、職業についての相談、職業能力の評価、就職後の支援や事業主支援などを行っています。 〒010-0944　秋田市川尻若葉４番４８号 ☎　018-864-3608　　FAX　018-864-3609

ネット横手障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人　慈泉会）	秋田県及び秋田労働局から委託を受け、身体・知的・精神に障がいのある方からの相談に応じ、就労や生活の一体的な支援を行っています。 相談時間　月～金曜日　午前９時～午後３時 本部（サンワーク・ネット横手内） 〒013-0068　横手市梅の木町８番５号 0182-23-6281　FAX　0182-23-6282
複合施設ぱあとなあ湯沢雄勝障害者雇用サポートセンター	求職活動中や在職中の障がいのある方が抱える課題に応じ、雇用・福祉の関係機関と連携して、就業面と生活面の一体的な支援を行っています。 〒012-0036　湯沢市両神１５番地１ 0183-72-8107　FAX　0183-72-8108
秋田県聴覚障害者支援センター	聞こえに障がいをお持ちの方などへの相談事業、情報やコミュニケーション支援の拠点施設として支援を行っています。 〒010-0922　秋田市旭北栄町１番５号 秋田県社会福祉会館５階・６階 018-874-8113　FAX　018-862-1820
障害者１１０番	障がい者の権利擁護にかかる相談に対応し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成し専門相談を行うほか、福祉の増進を図ることを目的として事業を行っています。 相談時間　月～金曜日　午前９時～午後４時 弁護士による専門相談（予約が必要） 偶数月第３火曜日　午後１時～午後３時 〒010-0922　秋田市旭北栄町１番５号 秋田県障害者社会参加推進センター 018-863-1290　FAX　018-863-1296

■　計画相談支援事業所　　１ 相談の窓口

計画相談支援事業所は、障がい福祉サービスについて

① 申請前の相談に応じます。
② 申請する時の支援をします。
③ 実際にサービスを受ける際に、「サービス等利用計画」を作成します。
④ サービスを提供している事業者と連絡調整をします。

●横手市内の計画相談事業所は、次の８事業所です。

名　　称	内　　容
社会医療法人　興生会 地域生活支援センターのぞみ	相談時間：月～金曜日　午前９時～午後５時 〒013-0035　横手市平和町３番３０号 よねやＭＧビル１Ｆ　102、103 号室 0182-35-5781　FAX　0182-35-5782
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団 阿桜園	相談時間：月～金曜日　午前８時３０分～午後５時 〒013-0064　横手市赤坂字仁坂１０５番地 0182-32-6085　FAX　0182-32-7359
社会福祉法人 ファミリーケアサービス 障害者支援施設ひまわり社	相談時間：月～金曜日　午前９時～午後５時 〒013-0044　横手市横山町３番１２号 0182-23-9310　FAX　0182-33-5353
合同会社　Ｇｏｙａ ケアサポートたんせ	相談時間：月～金曜日 午前８時３０分～午後５時３０分 〒013-0001　横手市杉沢字鶴谷地１０６番地２ 0182-33-2551　FAX　0182-38-8170
一般社団法人よこて地域研究会 障がい福祉センターぷらん	相談時間：月～金曜日 午前８時３０分～午後５時３０分 〒013-0063　横手市婦気大堤字婦気前２３５番地６ 0182-23-5861　FAX　0182-23-5862
社会福祉法人　慈泉会 相談支援事業所　あいなび	相談時間：月～金曜日　午前９時～午後４時 〒013-0068　横手市梅の木町８番５号 0182-23-8418　FAX　0182-23-8628
合同会社　福祉のパートナー なでしこ 相談支援事業所　なでしこ	相談時間：月～金曜日　午前８時～午後５時 〒013-0521　横手市大森町字大森４７番地 0182-23-6505　FAX　0182-23-6323
合同会社　ももの花 相談支援事業所　ももの花	相談時間：月～金曜日　午前８時３０分～午後５時３０分 〒019-0701　横手市増田町増田字上川原１８番地１ 0182-23-5440　FAX　0182-23-7035

２　障がい者の手帳

①　身体障害者手帳　　２　障がい者の手帳

秋田県知事が交付する、身体に障がいのある方がいろいろな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により１級から６級まであります。

対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸機能、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいのある方
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
手続き内容	１　所定の診断書を市から受領し、担当医師に診断書作成依頼してください。 ２　診断書作成後、下記を参照に必要なものを持参ください。

手続きの種類		写真	診断書	手帳	マイナンバー
初めて交付申請をするとき		１枚	○		○
再交付	障がいの程度が変わったとき 障がいが追加になったとき	１枚	○	○	○
	有期認定のとき	１枚	○	○	○
	手帳を紛失したとき	１枚			○
	手帳を破損したとき	１枚		○	○
変更	住所が変わったとき			○	○
	氏名が変わったとき			○	○
死亡、障がいに該当しなくなったとき				○	○

※　**写真**　たて４㎝×よこ３㎝、脱帽、上半身、１年以内に撮影したもの

※　**診断書**　所定の身体障がい者診断書（各地域局に備え付け）で県が指定した医師が作成したもの（診断書は記載されてから３ヶ月以内のものに限る）

※　市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳を持参して、**居住地の変更届**を提出してください。

②　療育手帳　　2　障がい者の手帳

秋田県知事が交付する、知的障がいのある方がいろいろな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によりＡ（最重度・重度）またはＢ（中度・軽度）があります。

対象者	知的障がいのある方
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
手続き	１　下記を参照に必要なものを持参してください。 ２　提出の際に身体、生活状況等についてお伺いします。

手続きの種類		写真	手帳	マイナンバー
初めて交付申請をするとき		１枚		○
再判定	・　程度が著しく変わったと思われるとき ・　次期判定年月が近づいたとき	１枚	○	○
再交付	手帳を紛失したとき	１枚		○
	手帳を破損したとき	１枚	○	○
変更	住所が変わったとき		○	
	氏名が変わったとき		○	
返還	死亡、障がいに該当しなくなったとき		○	

※　写真（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ、脱帽、上半身、１年以内に撮影したもの）
※　市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳を持参して、居住地の変更届を提出してください。
※　申請時の年齢が１８歳以上の場合、母子健康手帳等の写しまたは学校の成績表等の写しが必要です。

③　精神障害者保健福祉手帳　　2　障がい者の手帳

秋田県知事が交付する、精神疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により１級から３級まであります。

対象者	精神の疾患によりに日常生活や社会生活に制約のある方
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
手続き	１　障害者年金を受給していない方は、担当医師に手帳用診断書の作成を依頼してください。 ２　診断書作成後、以下を参照し必要なものを持参してください。 ３　精神障がいを理由に年金を受給している方は、障害年金証書の写しで手続きできますので、以下を参照し必要なものを持参してください。

手続きの種類		写真	診断書	障害年金証書	手帳	マイナンバー
初めて交付申請をするとき		１枚	○（どちらか１つ）			○
再交付	更新するとき 障がいの程度が変わらないとき	※	○（どちらか１つ）		○	○
	手帳を紛失したとき	１枚				○
変更	住所が変わったとき				○	○
	氏名が変わったとき				○	○
死亡、障がいに該当しなくなったとき					○	○

１　写真　たて４㎝×よこ３㎝、脱帽、上半身、１年以内に撮影したもの
２　診断書　所定の精神障害者保健福祉手帳用（提出先に備え付け）で、医師が作成したもの（診断書は記載されてから３ヶ月以内のものに限る）
３　マイナンバー　通知カードまたはマイナンバーカード
４　市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳と写真を持参して、居住地の変更届を提出してください。
５　等級に変更がなければ、持っている手帳で２回まで更新できます。
※　更新の際、障がいの程度が変わったときは、写真が必要となります。

３　手帳の交付を受けた方へのサービスや制度

障害者手帳の交付を受けた方が利用できるサービスや制度の一覧です。
これらのサービスや制度の対象者や手続きなどについては、１０ページから１６ページまで記載しています。　※手帳の等級等によっては対象とならない場合もあります。

サービス・制度		身体障害者手帳	療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
			A	B	１級	２・３級
①	自動車税　環境性能割･種別割の減免	△	○	×	○	×
②	旅客鉄道株式会社運賃の割引	○	○		○	
③	国内航空旅客運賃の割引	○	○		○	
④	路線バス運賃の割引	○	○		○	
⑤	タクシー運賃の割引	○	○		△	
⑥	有料道路通行料金の割引	○	○		×	
⑦	ＮＨＫ放送受信料の減免	△	△		△	
⑧	郵便等による不在者投票	１～３級	×		×	
⑨	所得税及び住民税の控除	○	○		○	
⑩	福祉医療制度（マル福制度）	△	○	×	△	
⑪	携帯電話基本使用料の割引	○	○		○	

○…　対象　　×…　対象外　　△…　等級などの必要条件あり

第１種障がい者・第２種障がい者とは？

『第１種障がい者・第２種障がい者』とは、公共料金を割引する際の等級のようなものです。各種手帳の『旅客鉄道株式会社旅客運賃減額』欄に記載されています。身体障害者手帳はその障害区分・等級によって分けられていますが、療育手帳はＡが第１種、Ｂが第２種、精神障害者保健福祉手帳は１級が第１種、２～３級が第２種と決まっています。

問い合わせ先　：　各地域局市民サービス課もしくは本庁舎４階社会福祉課（Ｐ１参照）

①　自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車環境性能割の減免

ア　対象者

障がい区分		本人が運転する場合※１	家族が運転する場合※２
身体障害者手帳保持者	視覚	１級～４級	
	聴覚	２級及び３級	
	平衡機能	３級	
	音声機能	３級	なし
	上肢	１級及び２級	
	下肢	１級～６級	１級～３級
	体幹	１級～３級及び５級	
	心臓	１級及び３級	
	腎臓		
	呼吸器		
	小腸		
	ぼうこう又は直腸	１級、３級及び４級	１級及び３級
	免疫	１級～３級	
	肝臓	１級～３級	
療育	知的障がい	療育手帳に「Ａ」と記載されている方	
精神	精神障がい	精神障害者保健福祉手帳に「１級」と記載されている方	

※１・・・障がい者本人が運転すること。

※２・・・障がい者の通学・通院・通所などのために、その障がい者と生計を同一にする方（原則として家族）が運転すること。

イ　対象車両

上記表に該当し、対象自動車が下記のとおりであれば対象となります。

・令和７年４月１日現在、障がい者本人名義の自動車（自動車税種別割の減免）

・令和７年４月１日以降、障がい者本人名義で取得する自動車（自動車税環境性能割の減免）

＊　身体障がい者が１８歳未満の場合は自動車の所有者が同居家族でも可。

＊　知的・精神障がい者は、年齢に関係なく自動車の所有者が同居家族でも可。

＊　ローン購入等により所有権を留保されている自動車の場合は、「車の使用者」欄でも減免を受けられます。

＊　自動車車検証に「事業用」と記載されている自動車は対象外となります。

ウ　手続き方法

・家族の方が運転する場合、オの必要書類を持って各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口へ行き、生計同一証明書の交付を受けてください。
生計同一証明書の発行については、一定の条件があります。（軽自動車税の減免を受ける場合、生計同一証明書の提出は不要です）

・交付を受けたら、エの手続き場所へ行き、減免の申請を行ってください。障がい者本人が運転する場合は、直接エの手続き場所へ行き減免申請を行ってください。

エ　手続き場所

普通自動車税種別割減免申請	→	総合県税事務所平鹿支所（平鹿地域振興局）
普通自動車税環境性能割減免申請	→	東北運輸局秋田運輸支局
軽自動車税種別割減免申請	→	財務部税務課または各地域局市民サービス課
軽自動車税環境性能割減免申請	→	横手地区自家用自動車協会

オ　必要書類

・減免申請書

普通自動車	→	総合県税事務所平鹿支所に備え付け
軽自動車	→	財務部税務課または各地域局市民サービス課に備え付け

・障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
・運転免許証　※マイナ免許証の場合は、マイナ免許証読み取りアプリで運転免許証情報を提示してください。
・自動車車検証又は自動車届出済証
・マイナンバーカード　または　通知カード

カ　その他

減免を受けられる自動車は障がい者１名について１台のみ（全額免除）です。
自動車税種別割については令和７年４月１日から納期限までに、軽自動車税は、納期限前７日までに申請してください。※年度途中に手帳の交付を受けた方は、次年度からの申請となります。自動車税環境性能割については登録手続きを行う際に一緒に申請してください。（納税してしまいますと減免を受けることができなくなります。ご注意ください。）

②　旅客鉄道株式会社運賃の割引

ア　対象者

身体障害者手帳または療育手帳所持者とその介護者

区分		取り扱い区間	割引乗車券の種類
第１種身体障がい者	介護付（介護者含）	全　線	普通乗車券、定期乗車券、急行券
	単独	片道１００Km 以上	普通乗車券
第２種身体障がい者	単独	片道１００Km 以上	普通乗車券
１２歳未満の第２種障がい者とその介護者			介護者の定期乗車券

イ　手続き方法

乗車券購入の際、手帳を提示してください。（運賃５割引）

③　国内航空旅客運賃の割引

ア　対象者

満１２歳以上の手帳（身体、療育、精神）保持者とその介護者

対象者	割引適用者	割引率
身体障害者手帳所持者	本人及び介護者（１名）	航空会社または路線によって異なります。
知的障害者手帳所持者		
精神障害者手帳所持者		

※路線、介護者に係る割引率等、航空会社によって異なりますので、詳しくは航空会社へお問い合わせください。

④　路線バス運賃の割引

ア　対象者

身体障害者手帳･療育手帳所持者（第１種障がい者）　本人及びその介護者１名
身体障害者手帳･療育手帳所持者（第２種障がい者）　本人のみ
精神障害者保健福祉手帳所持者　　本人のみ

イ　利用方法

本　人→バス降車の際、手帳を提示する（５０％割引）
介護者→バス降車の際、手帳を提示する（５０％割引）
※特別な手続きは不要です。手帳をそのままご提示ください。
※定期券や高速バス等の割引制度はバス会社により異なります。
事前に確認のうえご利用ください。

⑤　タクシー運賃の割引

【１】タクシー料金割引

ア　対象者

身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者
※精神障害者保健福祉手帳所持の方も対象になる場合があります。
利用するタクシー会社へお問合せください。

イ　内容

タクシー料金がメーター表示の１０％割引になります。

ウ　利用方法

降車時に、身体障害者手帳または療育手帳を提示して下さい。

【２】タクシー券の交付

ア　対象者

身体障害者手帳所持者（３級以上の者）、療育手帳所持者（Ａ判定の者）
精神障害者保健福祉手帳所持者（１級の者）

イ　手続き場所

各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口

ウ　必要書類

印鑑、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

エ　利用方法

乗車の際に利用券を提示していただくことで、『基本料金』（７００円）分を減額します。
（１ヶ月あたり２枚・年最多２４枚まで交付）

【３】人工透析患者通院交通費の助成

ア　対象者

身体障害者手帳の交付を受け、腎臓機能障害により障害程度が３級以上で週２回以上、人工透析による治療のために医療機関に通院している者

イ　手続き方法

印鑑、通帳を持参のうえ身体障害者手帳及び更生医療受給者証等を添えて、人工透析患者通院交通費の交付を各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口に申請

ウ　利用方法

通院交通費の助成は１ヶ月あたり『基本料金』（７００円）×２回分銀行口座に支給
年４回（７・１０・１・４月）、３か月分を支給

〇非課税の場合（令和６年４月１日時点）
タクシー利用券は１ヶ月につき４枚・年最多４８枚まで交付
通院交通費の助成は１ヶ月『基本料金』（７００円）×４回分を支給

※**身体障害者等タクシー券と交通費支給のどちらかを選択することになります。**

⑥　有料道路通行料金の割引

※割引を受けるには、事前に手続きが必要です。

ア　対象者

障がい者本人の運転　→　すべての身体障がい者
障がい者本人以外の方の運転（障がい者本人が同乗）　→身体障害者手帳･療育手帳第１種障害者

イ　割引金額

通常料金の半額

ウ　手続き場所

各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
※ＥＴＣレーンを利用する場合は高速道路会社ホームページからオンライン申請ができます。
オンライン申請の方法はホームページをご参照ください。（https://ww.expressway-discount.jp）

エ 対象自動車

【自動車を事前登録する場合】

●手帳所持者本人又は親族等が所有するもの（注１）

●本人又は親族が自動車を所有しない場合は、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方（１種のみ）

※事前登録する場合でも登録されていない自動車で割引を受けることは可能ですが、その場合は一般レーンでの取り扱いとなります。

【自動車を事前登録しない場合】

※令和５年３月２７日から事前登録しない方法も認められるようになりました。

●親族や知人等の所有する自動車（注１）、レンタカー、車検時の代車

●タクシー、福祉有償運送車両（１種のみ）

※事前登録しない場合でも手続きは必要です。

（注１）自動車車検証等の所有者は個人名義（本人または親族等）の者に限る。ただし、ローン購入による場合は使用欄が本人または親族等となっているものは対象となります。

オ 対象車種

乗 用 自 動 車：自動車検査証等の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が１０人以下のもの（軽自動車も対象）

貨 物 自 動 車：自動車検査証等の「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置された乗用定員が４人以上１０人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの、又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量５００ｋｇ以下のもの

特種用途自動車：自動車検査証等の「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障がい者輸送者、またはキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が１０人以下のもの

二 輪 自 動 車：総排気量が１２５ｃｃを超えるもの

※事業用の自動車・会社名義の自動車は除きます。

カ 必要書類

●身体障害者手帳または療育手帳

●自動車車検証または軽自動車届出済証

※電子車検証の場合は、ＩＣタグの情報を申請者（代理人）の方のスマートフォン等の電子機器で読み取って窓口でご提示いただくか、電子車検証と同時に交付される「自動車車検証記録事項」をお持ちください。なお、スマートフォン等での読み取りには、「車検証閲覧アプリ」のインストールが必要です。

●運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）※「変更」「更新」の場合は不要です

※マイナ免許証の場合は、マイナ免許証読み取りアプリで運転免許証情報を提示してください。

【以下は、ＥＴＣを利用する場合必要】

●ＥＴＣカード（障がい者本人名義のもの）

※ただし障がい者が１８歳未満の場合は、保護者名義のカードで可

●ＥＴＣ車載器セットアップ申込書･証明書

⑦　ＮＨＫ放送受信料の減免

ア　対象者

全額免除	・身体障害者手帳所持者がいる世帯で、世帯構成員全員市民税非課税の場合 ・療育手帳所持者がいる世帯で、世帯構成員全員市民税非課税の場合 ・精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯で、世帯構成員全員市民税非課税の場合
半額免除	・受信契約者が視覚障がいまたは聴覚障がいで身体障害者手帳を所持する世帯主の方の場合 ・受信契約者が重度（身障１～２級）の身体障がい者、重度（療育Ａ）の知的障がい者、重度（精神１級）の精神障がい者で世帯主の方の場合

イ　手続き方法　……　エ の必要書類をもって ウ の手続き場所で免除申請をする。

ウ　手続き場所　……各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口

エ　必要書類　……身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳・印鑑

⑧　郵便等による不在者投票

ア　対象者

障がい区分	等　級
両下肢、体幹、移動機能障がい	１級及び２級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	１級または３級
免疫、肝臓の障がい	１級から３級

ただし、上記表に該当しなくても、上記表の障がいと同程度である旨の秋田県知事の証明書の交付を受けると対象になる場合があります。

イ　手続き方法

１．選挙管理委員会に郵便等投票証明の交付申請し、交付を受ける。
２．選挙管理委員会に郵便等投票証明書を提示し投票用紙の請求をする。
３．自宅等において投票を行い、選挙管理委員会に郵送する。

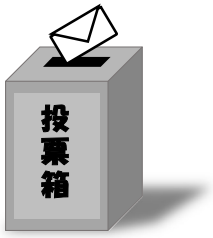

⑨　所得税及び住民税の控除

ア　対象者

納税義務者	所得税控除	住民税控除
・　身体障害者手帳の１～２級をお持ちの方 ・　療育手帳Ａをお持ちの方 ・　精神障害者保健福祉手帳の１級をお持ちの方	４０万円	３０万円
・　身体障害者手帳の３～６級をお持ちの方 ・　療育手帳Ｂをお持ちの方 ・　精神障害者保健福祉手帳の２～３級をお持ちの方	２７万円	２６万円

イ　手続き方法

・年末調整時に各事業所に提示する。

・申告する際に手帳を提示する。

財務部税務課、各地域局市民サービス課またはお近くの税務署に確認してください。

⑩　福祉医療制度（マル福制度）

病院などで診療を受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

ア　対象者

- 身体障害者手帳１級から３級または療育手帳Ａの所持者
- 身体障害者手帳４級から６級を所持する６５歳以上の方

【６５歳以上で身体障害者手帳４～６級の所持者（本人・配偶者・扶養義務者について所得制限があります。）社会保険加入者本人は対象外です。】

- 精神障害保健福祉手帳１級を所持し自立支援医療費の認定を受けている方

イ　手続き場所

各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階 国保年金課

ウ　必要書類

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受ける際に必要な書類をご連絡しますのでご持参ください。　●健康保険証　●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳　など

⑪　携帯電話基本使用料の割引

各携帯電話会社では、障がい者に対する基本使用料金等の割引サービスを行っています。対象者や割引の内容については、各携帯電話会社で異なりますので、加入している最寄りの携帯電話各社へお問い合わせください。

４　障がい者手当等

※各種手当等は申請し、認定されなければ支給されません

①　障害基礎年金

国民年金に加入中、初診日（満６５歳未満）から１年６ヶ月を経過した日において法に定める障がいの状態になった時に支給されます。ただし、初診日において保険料の納付期間が加入年月の３分の２以上でなければ支給されません。なお、初診日に２０歳未満であった方は、２０歳に達したときにおいて法に定める障がいの状態にあるときは支給されます。

年金の額	１級：１，０３９，６２５円【年額】　　２級：８３１，７００円【年額】
支給方法	２・４・６・８・１０・１２月の年６回支給
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階 国保年金課

②　特別児童扶養手当　　4　障がい者手当等

対　　象　　者		支給月額	支給方法
1級	身体や精神に重度または中度の障がいのある２０歳未満の児童を養育している保護者の方に支給されます。	５６，８００円	年３回 ４・８・１１月 に保護者の銀行口座へ支給
2級		３７，８３０円	
支給制限	①児童が障がいを事由とする公的年金を受給している方 ②児童福祉施設等に入所している方 ③前年の所得が一定以上の方		
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎４階子育て支援課		
必要書類	手帳、住民票（世帯全員）、戸籍謄本、診断書、保護者名義の預金通帳、マイナンバーカード		

③　特別障害者手当　　4　障がい者手当等

日常生活に常時特別の介護を必要とする２０歳以上の在宅重度障がい者に支給されます。

対　象　者		支給月額	支給方法
在宅で身体または精神の障がいが重複している等により特別な介護を必要とする方		２９，５９０円	年４回 ２・５・８・１１月 に本人の銀行口座に支給
支給制限	①　長期に入院（３ヶ月）している方 ②　施設入所している方 ③　本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定以上の方		
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階　福祉総合窓口		
必要書類	手帳、診断書、住民票（世帯全員・続柄記載）、年金振込通帳、本人名義の通帳、本人・配偶者及び扶養義務者の所得証明書、マイナンバーカードまたは通知カード		

④　障害児福祉手当　　4　障がい者手当等

日常生活に常時特別の介護を必要とする２０歳未満の在宅重度障がい児に支給されます。

対象者		支給月額	支給方法
身体障害者手帳１級または２級程度の方 特別児童扶養手当１級程度の方 同程度の精神障がいのある方		１６，１００円	年４回 ２・５・８・１１月 に本人の銀行口座に支給
支給制限	①　児童が障がいを事由とする公的年金を受給している方 ②　施設に入所している方 ③　本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定以上の方		
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階　福祉総合窓口		
必要書類	手帳、診断書、住民票（世帯全員・続柄記載）、本人名義の通帳、扶養義務者の所得証明書、マイナンバーカードまたは通知カード		

⑤　障害者扶養共済制度　　4　障がい者手当等

心身障がい児（者）の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛け金を納入し、保護者に万一のことがあった場合に残された心身障がい児（者）に終身年金を支給する制度です。

対象者	①知的障がい者 ②身体障害者手帳を所持し、その等級が１～３級に該当する方 ③精神または身体に永続的な障がいのある方で、上記の障がいと同程度の障がいと認められる方
加入資格	対象者を保護する者であって、特別な疾病または障がいが無く、生命保険契約の対象となる健康状態の６５歳未満の方
掛け金	加入時の年齢により異なります
年金額	１口　２０，０００円
必要書類	加入等申込書・・・平鹿地域振興局（電話 45-6137）へご連絡のうえ、事前にお取り寄せください。 対象者･保護者の住民票、申し込み者告知書、障がいの種類および程度を証明する書類（障がい証明書または障がい診断書、手帳など）

⑥　重度心身障害児養育手当　　4　障がい者手当等

対象者	次のいずれかに該当する１８歳未満の児童と同居し、現に監護し、かつ生計を維持している方 ①　身体障害者手帳２級以上の障がい児 ②　知的障がい者で常に介護を必要とすると市長が認めた者
支給額	月額５，０００円（９月・３月支給）
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	身体障害者手帳または療育手帳、住民票（世帯全員・続柄記載）、保護者名義の預金通帳

⑦　児童扶養手当（障がい児関係分）　　4　障がい者手当等

対象者	１８歳の年度末までの児童（児童に一定の障がいのある場合は、２０歳の前日まで）を養育するひとり親の方、ひとり親に準ずる方または父母にかわってその児童を養育する方。 父または母が一定の障がいの状態にある場合、ひとり親に準ずる方に該当します。
支給額	対象となる児童が１人の場合、　　月額４６，６９０円～１１，０１０円 児童２人目は 、　　月額１１，０３０円～　５，５２０円加算 ※所得に応じて金額が決定されます。
支給制限	・請求者や配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えている場合 ・児童が父または母に支給される公的年金を受けている場合
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎４階子育て支援課
必要書類	父または母の年金証書等、戸籍謄本、預金通帳、年金手帳、身体障害者手帳または診断書、マイナンバーカード

5 障害者総合支援法・児童福祉法のサービス

障害者総合支援法のサービスには、**「自立支援給付」、「自立支援医療」、「補装具費の支給」、「地域生活支援事業」**があります。（介護保険の対象となる方は、**介護保険サービスを優先的にご利用**いただくことになります。）
また、児童福祉法のサービスには、**「障害児通所給付」**があります。

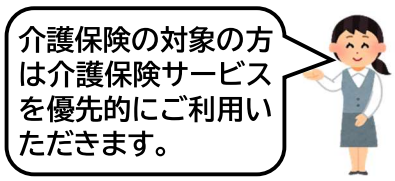

自立支援給付 **障害児通所給付** ※詳細はＰ２０～をご覧ください。
障がい種別（身体・知的・精神・難病）にかかわらず、障がい者（児）の自立支援を目的に提供し、自立支援給付（介護給付・訓練等給付・相談支援給付）と障害児通所給付があります。

自立支援医療 ※詳細はＰ２４～をご覧ください。
医療費の一部を公費で負担します。更生医療・精神通院医療・育成医療があります。

補装具費の支給 ※詳細はＰ２５～をご覧ください。
必要な補装具の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。

地域生活支援事業 ※詳細はＰ２７～をご覧ください。
市や県が地域の実情に応じて障がい者の地域生活を支援するための事業で、相談支援、手話通訳、日常生活用具給付、移動支援などがあります。

介護給付

《訪問系》
居宅介護（ホームヘルプ）
重度訪問介護
同行援護
行動援護
重度障害者包括支援
《日中活動系》
短期入所（ショートステイ）
療養介護
生活介護
《施設系》
施設入所支援

訓練等給付

《居住支援系》
自立生活援助
共同生活援助（グループホーム）
《訓練系・就労系》
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）
就労定着支援
就労選択支援

自立支援医療

更生医療
育成医療
精神通院医療

地域生活支援事業

相談支援
意思疎通支援
日常生活用具給付
移動支援
訪問入浴
地域活動支援センター
日中一時支援
社会参加促進
その他の支援

障害児通所給付

放課後等デイサービス
児童発達支援
保育所等訪問支援
医療型児童発達支援
居宅訪問型児童発達支援

補装具の支給

相談支援給付

介護給付

○障がい程度が一定以上の人に生活上または療育上の必要な介護を行います。

実施事業所については、Ｐ３５～ご覧ください。

サービス	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 （障害支援区分１以上の方）
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 （障害支援区分４以上で一定条件に該当する方）
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有するときに、外出時に同行し、移動に必要な支援を行います。 （障害支援区分２以上で一定条件に該当する方）
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険回避をするため必要な支援、外出支援を行います。 （障害支援区分３以上で一定条件に該当する方）
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 （障害支援区分６で一定条件に該当）
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入所、排せつ、食事の介護等を行います。 （障害支援区分１以上の方）
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。 （障害支援区分５以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者）
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 （障害支援区分３以上の方または５０歳以上で障害支援区分２以上の方）
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等を行います。 （障害支援区分４以上の方または５０歳以上で障害支援区分３以上の方）

訓練等給付

○身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

実施事業所については、Ｐ３７～ご覧ください。

サービス	内容
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行います。
就労継続支援 （Ａ型･Ｂ型）	一般企業で就労が困難な人に働く場の提供をすると共に、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した人の就労に伴う生活面の課題に対し、必要な連絡調整や指導・助言を行います。
就労選択支援	障がいのある人が希望や能力･適正に合った仕事探しや支援機関選びができるよう支援します。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた方で、一人暮らしを希望する場合に、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応等の支援を行います。
共同生活援助 （外部サービス利用型）	夜間や休日、共同生活を行う居住で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活援助 （介護サービス包括型）	夜間や休日、共同生活を行う居住で入浴、排せつ、食事の介護を行います。

障害児通所給付

○障がい児に日常生活における基本的な動作の指導や必要な訓練等を行います。

実施事業所については、Ｐ４０～ご覧ください。

サービス	内容
児童発達支援	就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学後の障がい児に、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対し集団生活に適応するための専門的な支援やその他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

サービス利用までの流れ

① 相 談

各計画相談支援事業所等に障害福祉サービスの利用についての相談をします。

※計画相談支援事業所は P6 を参照

② 申 請

各地域局市民サービス課もしくは本庁舎４階社会福祉課で障害福祉サービスの利用が必要な場合は利用申請をします。（計画相談支援事業所による代行申請も可能です。）

手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎４階社会福祉課
必要書類	手帳、障害者年金等の振込み通知書の写し、マイナンバーカード

③ 調 査

障がい者または障がい児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについて８０項目の調査を行います。

④ 審 査･判 定

調査の結果及び医師の意見書をもとに、市審査会で審査･判定が行われ（介護給付のみ）、どれくらいのサービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。

障害支援区分とは？ 障がい者の心身の状況等により区分１から区分６までの認定がおこなわれます。

⑤ 決 定･通 知

障害支援区分や生活環境、申請者の要望などをもとに、サービス支給量などが決定され『障害福祉サービス受給証』が交付されます。

⑥ 事業所と契約

決定された『障害福祉サービス受給者証』を計画相談支援事業所に提出します。
サービス利用に関して、相談支援事業者から『サービス等利用計画』の作成やサービス利用の斡旋･調整を受けることができます。
サービスを利用する事業者を選択し、サービス利用に関する契約を行います。

⑦ サービスの利用開始

『障害福祉サービス受給証』を提示してサービスを利用します。

（２）介護給付・訓練等給付・障害児通所給付の利用者負担

① 利用者負担の月額上限額

原則として、利用者はサービス費用の１割を負担（定率負担）します。食費等一部自己負担となる方もいます。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得１	市民税非課税世帯で障がい者又は障がい児の保護者の収入が８０万円以下の方	０円
低所得２	市民税非課税世帯で低所得１に該当しない方	０円
一 般	市民税課税世帯の方	３７，２００円

② 月額上限額の軽減

通所施設（事業）、ホームヘルプを利用する場合、申請により次のとおり月額上限額が軽減されます。

[障がい者の場合]

区　　分	月額負担上限額
低所得１	０円
低所得２	０円
市町村民税課税世帯 （所得割１６万円未満）	９，３００円
市町村民税課税世帯 （所得割１６万円以上）	３７，２００円

[障がい児の場合]

区　　分	月額負担上限額
低所得１	０円
低所得２	０円
市町村民税課税世帯 （所得割２８万円未満）	４，６００円
市町村民税課税世帯 （所得割２８万円以上）	３７，２００円

③ 個別減免

入所施設（２０歳以上）や共同生活援助（外部サービス利用型・介護サービス包括型）を利用する場合、低所得１、２の世帯であれば個別減免（月額上限額の減免）が行われます。６６，６６７円を超えない収入については、定率負担ゼロになります。

④ 食費や光熱水費の実費負担の軽減

入所施設を利用している人の食費や光熱水費を軽減するため補足給付を支給

・**２０歳未満**の入所者の場合

保護者が地域で子どもを養育するため通常要する程度の負担になるよう補足給付を支給します。

・**２０歳以上**の入所者の場合

生活保護、低所得１、低所得２、一般（市民税所得割１６万円未満）の区分の人を対象として食費に係る人件費相当分が支給されます。（利用者は食材料費のみを負担）

⑤　高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用している人が複数いる場合や障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、４区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給（償還払い方式）されます。

⑥　新高額福祉サービス等給付費

６５歳になるまでに５年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません）の平成３０年４月１日以降の利用者負担額が償還されます。

（３）自立支援医療

①　更生医療

障がいの軽減または除去のために医療が必要と認められるとき、必要な医療費を公費で負担します。

対象者	身体障害者手帳を交付された１８歳以上の方で、関節形成術、心臓手術、人工透析などを受ける方 ※対象疾病については主治医または社会福祉課へご相談ください。
費　用	医療費の１割が原則として自己負担になります。ただし、利用者の負担が多くならないように所得状況に応じて負担する上限額を設定しています。
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	手帳、医学的意見書、対象者の医療保険の加入関係を示す書類（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの写し等。マイナ保険証の場合はマイナポータルにて保険証情報を提示して下さい。）（加入者全員分）、特定疾病療養受療証（受給している場合）、年金振込通知書の写し（受給している場合）、マイナンバーカードまたは通知カード

②　精神通院医療

精神障がい者の通院医療にかかる医療費を公費で負担します。

対象者	精神障がいにより通院医療を受けている方
費　用	医療費の１割が原則として自己負担になります。ただし、利用者の負担が多くならないように所得状況に応じて負担する上限額を設定しています。
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	診断書、対象者の医療保険の加入関係を示す書類（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの写し等。マイナ保険証の場合はマイナポータルにて保険証情報を提示して下さい。）（加入者全員分）、年金振込通知書の写し（受給している場合）、マイナンバーカードまたは通知カード ※更新手続きは３ヶ月前からできます。

③　育成医療

身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対し、その医療費を公費で負担します。

対象者	１８歳未満で、次の疾病に該当する児童 肢体不自由、視覚、聴覚、音声機能言語、じん臓、肝臓、心臓、 その他内臓疾患 ※対象疾病については主治医または社会福祉課へご相談ください。
費　用	医療費の１割が原則として自己負担になります。ただし、利用者の負担が多くならないように所得状況に応じて負担する上限額を設定しています。
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	自立支援（育成医療）意見書、対象者の医療保険の加入関係を示す書類（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの写し等。マイナ保険証の場合はマイナポータルにて保険証情報を提示して下さい。）（加入者全員分）、マイナンバーカードまたは通知カード

（４）補装具費の支給

身体障がい者（児）の体の不自由なところを補い、日常生活や職業生活を容易にするために、必要な補装具の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。

必ず、購入または修理する前に申請してください。

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方、難病（※）の方 ただし、障がい者本人または世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が４６万円以上の場合は、対象になりません。 ※障害者総合支援法施行令に規定する３７６疾病
費　用	費用の１割が原則として自己負担になります（月額上限額３７，２００円）。 ただし、市民税非課税世帯の方は無料です。
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	手帳、医学的意見書、処方箋（視覚障害者安全つえ、義眼、車載用姿勢保持装置、起立保持具、歩行器、排便補助具、歩行補助つえは除く）、見積書、マイナンバーカードまたは通知カード

《 補装具の種類 》

障がい名	補装具の種類
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢（義手･義足）、装具（上肢・下肢・体幹・靴型）、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本つえは除く）
肢体不自由（児童のみ）	起立保持具、排便補助具
心臓・呼吸器機能障がい	車椅子、電動車椅子
肢体不自由かつ音声言語	重度障害者意思伝達装置

＊　心臓・呼吸器機能障がいの方については、日常生活上、歩行等に制限がある方に限ります。

＊　車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえについては、介護保険法による福祉用具の貸与が優先します。

（５）補装具の借受け

5　障害者総合支援法
児童福祉法のサービス

平成３０年４月から借受けについても補装具費の支給対象となりました。

補装具は、身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう制作されたものを基本としていることから、「購入」を原則としています。「借受け」は借受けることが適当であるとされる次の場合に限られます。

・身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

・障がいの進行により、短期間の利用が想定される場合

・補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

【 借受けの対象種目 】

① 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品

② 重度障害者用意思伝達装置

③ 歩行器

④ 車載用姿勢保持装置

（６）難聴児補聴器給付事業

5　障害者総合支援法
児童福祉法のサービス

身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。

必ず購入または修理する前に申請してください。

対象者	・横手市内に住所を有する満１８歳未満の児童であること。 ・両耳の聴力レベルが３０デシベル以上７０デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない児童であること。 ただし、医師が装用の必要を認めた場合は、３０デシベル未満であっても対象とすることができます。 ・補聴器の装用により、言語の習得等において一定の効果が期待できると医師が判断した児童であること。 ただし、障がい者本人または世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が４６万円以上の場合及び生活保護世帯は対象になりません。
費　用	費用の３分の１が原則として自己負担になります
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	医師の意見書、意見書に基づき作成された見積書
種類	軽度・中度等難聴用ポケット型、軽度・中度等難聴用耳かけ型、高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳かけ型、耳あな型（レディメイド）、耳あな型（オーダーメイド）、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型、軟骨伝導補聴器

6　地域生活支援事業

①　相談支援事業　　6 地域生活支援事業

障がいのある方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

対象者	障がいのある方、障がいのある方の保護者 障がいのある方の介護を行う方
費　用	無料
相談窓口	● 横手市役所　市民福祉部　社会福祉課　障がい福祉係 ☎0182－35－2132 ● 各地域局市民サービス課（連絡先☎ P1 参照） ● 障がい者基幹相談支援センター （社会医療法人　興生会　地域生活支援センターのぞみ　内） ☎0182－35－5781　　FAX0182－35－5782 ✉ kikan-nozomi@kohseikai.com

②　意思疎通支援事業　　6 地域生活支援事業

聴覚などの障がいがあるため、意思疎通に支障がある方へ、病院などに行くときに手話通訳者等の派遣を行います。

対象者	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある方
費　用	無料
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	身体障害者手帳
利用方法	社会福祉課障がい福祉係へ派遣申請書を記入のうえ郵送又は FAX 送信してください。

③　日常生活用具給付等事業　　6 地域生活支援事業

重度の障がいのある方の日常生活の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて、日常生活用具を給付または貸与します。

必ず、購入または貸与される前に申請してください。

対象者 給付･貸与 種 目	**次ページ表を参照** ただし、障がい者本人または世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が４６万円以上の場合は対象になりません。（障がい児を除く）
費 用	費用の1割が原則として自己負担になります。（月額上限額 37,200 円） ただし、市民税非課税世帯の方は無料です。
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	身体障害者手帳、見積書

❑❑❑ 日常生活用具給付品目 ❑❑❑

種別	種目	対象者
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を必要とする身体障害者、下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児もしくは重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者 ※エアマット可。介護保険優先。
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 ※尿が自動的に吸引されるもの
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他者の介護を要する者。ただし、原則として３歳以上の者
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で下着交換等に当たり家族等他者の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児。ただし、原則として３歳以上の者
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児。ただし、原則として学齢児以上の者
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として３歳以上の者
	便器 ※介護保険優先	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	Ｔ字状･棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害３級以上の身体障害者（児）。ただし、原則としては学齢児以上の者
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。ただし、原則として３歳以上の者
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れがある身体障害者（児）、重度又は最重度の障害知的障害者（児）もしくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
	特殊便器	上肢障害２級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力で排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者
	火災警報器	障害等級２級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	自動消火器	

	電磁調理器	視覚障害２級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯及び重度又は最重度の知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害３級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者
	ネブライサー	呼吸機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）（医師の意見書等により必要と認められる者）であって、必要と認められる者。ただし、原則として学齢児以上の者
	電気たん吸引機	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）
	盲人用体温計	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢時以上の者
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（医師の意見書等により必要と認められる者）であって、呼吸管理上必要と認められる者
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能もしくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級又は視覚障害２級以上の身体障害者（児）
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重複障害を有する（原則として視覚障害２級かつ聴覚障害２級以上）身体障害者であって、必要と認められる者
	点字器	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で就労もしくは就学している者又は就労が認められる者
	視覚障害用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	視覚障害者用活字読み上げ装置	視覚障害２級以上。ただし、原則として学齢児以上の者
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害を有する視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者
	盲人用時計	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。なお音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声、発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	人工喉頭	喉頭摘出者

	点字図書	情報の入手を点字によっている視覚障害者
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者
	紙おむつ	１　ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者 ２　先天性疾患に起因する神経障害による高度の排便又は排尿機能障害の者 ３　脳原性運動機能障害又は脳性麻痺等により四肢機能もしくは体幹機能障害を有する意思表示困難な身体障害者（身障２級以上かつ療育Ａ） ※ただし、３歳以上の者 ※初回のみ医師の診断書必要
	収尿器	高度の排尿機能障害の者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	Ｐ３４　７ 住宅整備　①住宅改修費給付事業 をご覧ください。

注１．乳幼児期以前（出生から概ね３歳未満）の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、体幹機能障害に準じ取り扱うものとする

注２．障がい部位が複数に渡る場合でも、それぞれの障がい程度の等級によるものとする。

④　小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業（地域生活支援事業外）

身体障害者手帳を持っていない在宅の小児慢性特定疾病児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

必ず、購入される前に申請してください。

対象者 給付・貸与 種目	**次ページ表を参照** ただし、扶養義務者の市民税が一定額以上の場合は対象になりません。
費　用	市民税の課税状況によって異なります。
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	小児慢性特定疾病医療受給者証、見積書、医師の診断書（意見書）、用具の分かるもののコピー（カタログ等）

●●● 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付品目 ●●●

種　目	対象者	性　能
便 器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用できるもの（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。
		ア. 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
		イ. 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を交換させるのに容易に使用できるもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの
クールベスト	体温調節が著しく困難な者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの （1 年分給付）
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの

⑤　移動支援事業　　6 地域生活支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

対象者	障がいのある方で外出時に移動の支援が必要と認めた方 （通勤、営業活動等の経済活動にかかわる外出、通年かつ長期にわたる外出及び通院にかかわる外出等は除き、原則として１日の範囲内で用務を終えるものに限る）
費　用	基準単価の１割が自己負担となります。（市民税非課税世帯は無料）
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	身体障害者手帳または療育手帳
利用できる事業所	横手市社会福祉協議会、ニチイケアセンターますだ、ケアステーションひだまりの郷

⑥　訪問入浴事業　　6 地域生活支援事業

身体に障がいがある方の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

対象者	自宅での入浴が困難な方 （介護保険サービス受給者の場合は、介護保険給付を優先します）
費　用	１回　１，２６６円～１，３１０円 ※市民税非課税世帯の方は無料です。
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	身体障害者手帳または療育手帳
利用できる事業所	アースサポート横手、アヴェク・トワ、虹の街

⑦　日中一時支援事業（障がい児者デイサービス事業）　　6 地域生活支援事業

障がいのある方に日中における生活の場を提供します。

対象者	障がいのある方で日中一時的に見守りが必要な方
費　用	基準単価の１割が自己負担となります。ただし、市民税非課税世帯は無料です。
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	身体障害者手帳または療育手帳
利用できる事業所	阿桜園、大和更生園、十文字福祉センター、ひまわり社、ブリエ十文字、太陽の園、そら、やまばと園、ひばりの園、かわ舟の里角間川、後三年鴻声の里、サンワーク六郷、拠点センターあいなび、若竹学園

○○○ 日中一時支援事業（障がい児者デイサービス事業）利用単価 ○○○

サービスの種　類	提供単位		区分１	区分２	区分３
身体障がい者・児	身体介護中心	４時間未満	2,300 円	2,570 円	2,830 円
		４～６時間	3,850 円	4,270 円	4,730 円
		６時間以上	5,020 円	5,570 円	6,130 円
	創作活動中心	４時間未満	460 円	670 円	880 円
		４～６時間	770 円	1,110 円	1,450 円
		６時間以上	1,010 円	1,440 円	1,910 円
知的障がい者・児		４時間未満	1,600 円	1,910 円	2,200 円
		４～６時間	2,680 円	3,180 円	3,690 円
		６時間以上	3,480 円	4,130 円	4,810 円

※　食事提供加算：４２０円・入浴加算：４００円・送迎加算（片道・車両送迎）：１５０円

※　重症心身障がい児については、身体障がい者区分３の単価を適用する。

⑧　自動車運転免許取得費助成事業　　６　地域生活支援事業

障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車操作訓練を修了するに要した費用を１人１回まで助成します。

必ず運転免許証交付を受けてから６ヶ月以内に申請してください。

対象者	身体障害者手帳１種の交付を受けている肢体や聴覚に障がいのある方または療育手帳の交付を受けた方
助成額	自動車操作訓練を終了するに要した費用を１０万円まで助成します。
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	身体障害者手帳または療育手帳、教習実績、免許証の写し、採用通知の写し、通帳の写し（本人名義の口座）

⑨　自動車改造費助成事業　　６　地域生活支援事業

身体に障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車改造に要した費用を助成します。**必ず改造する前に申請してください。　※所得制限あり**

対象者	身体障害者手帳１種の交付を受けている肢体に障がいのある方
助成額	操作装置・駆動装置の直接改造に要した費用を経費の３分の２（上限１０万円）を得た額を助成します。（過去５年以内に助成を受けていない者）
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	身体障害者手帳、免許証の写し、自動車車検証の写し、改造費用の見積書、改造前後の写真

7　住宅整備

①　住宅改修費給付事業　　7 住宅整備

重度身体障がい者の日常生活を容易にするため、住宅改修費を支給します。

必ず改修される前に申請してください。

対象者	下肢、体幹または運動機能（移動機能障がいに限る）に障がいがあり、障がいの程度が１～３級である方。ただし、介護保険の対象となる方は、介護保険の住宅改修を優先的にご利用いただくことになります。
内　容	手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化のため床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便所への便座の取替え等の修理を行う場合
給付費	２０万円を限度として給付します。 （利用者負担：給付費の１割、非課税世帯は無料です）
手続き場所	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎１階福祉総合窓口
必要書類	身体障害者手帳、改修見積書、改修図面、改修前後の写真

８　障がい福祉サービス事業者一覧
（横手市内及び周辺の一部）令和６年４月１日現在

（１）計画相談支援事業

計画相談支援事業所

事業所名称	住　　所	電話番号
阿桜園　相談支援事業所	横手市赤坂字仁坂１０５	0182-32-6085
地域生活支援センターのぞみ	横手市平和町３-３０よねや MG ビル１F	0182-35-5781
ひまわり社	横手市横山町３-１２	0182-23-9310
ケアサポートたんせ	横手市杉沢字鶴谷地１０６-２	0182-33-2551
障がい福祉センターぷらん	横手市婦気大堤字婦気前２３５-６	0182-23-5861
相談支援事業所　あいなび	横手市梅の木町８-５	0182-23-8418
相談支援事業所　なでしこ	横手市大森町字大森４７	0182-23-6505
相談支援事業所　ももの花	横手市増田町増田字上川原１８-１	0182-23-5440

（２）自立支援給付事業

【介護給付】・・・・・・居宅介護・重度訪問介護

事業所名称	住　所	電話番号
横手市社会福祉協議会 居宅介護事業所	横手市十文字町梨木字御休ノ上２９	090-2979-3884
ニチイケアセンターますだ	横手市増田町増田字月山西２９-１３	0182-55-1919
株式会社 虹の街 横手営業所 （居宅介護のみ）	横手市三本柳字寺田１３５-３	0182-23-5371
ニチイケアセンターよこて	横手市婦気大堤字婦気前２５１-４	0182-35-1772
あいあいヘルパーステーション	横手市横山町２-９	0182-23-6558

【介護給付】・・・・・・居宅介護・重度訪問介護

事業所名称	住　所	電話番号
（共生型事業所） クランピア横手	横手市安田字八王寺１０８-３	0182-23-7881
（共生型事業所） 居宅介護等事業所ＬｉＢ	横手市平鹿町浅舞字千刈田１６６	0182-23-9557

【介護給付】・・・・・・同行援護

事業所名称	住　所	電話番号
ニチイケアセンターますだ	横手市増田町増田字月山西２９-１３	0182-55-1919

【介護給付】・・・・・・行動援護

事業所名称	住　所	電話番号
美郷町介護事業所	美郷町土崎字上野乙６-１	0187-87-6128

【介護給付】・・・・・・短期入所

事業所名称	住　所	電話番号
阿桜園	横手市赤坂字仁坂１０５	0182-32-6085
大和更生園	横手市大雄字八柏谷地６６	0182-52-3661
ショートステイ月に咲く花 ～耀け十文字～	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-42-5577
ショートステイブリエ十文字	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-23-6300
ショートステイ清川の里	横手市清川町１３-１６	0182-32-2848
イオ・ヴィータ赤坂	横手市赤坂字後野３５-４	0182-23-8139

【介護給付】・・・・・・療養介護

事業所名称	住　所	電話番号
独立行政法人国立病院機構 あきた病院	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 ８４-４０	0184-73-2002
秋田県立医療療育センター	秋田市南ヶ丘一丁目１-２	018-826-2401

【介護給付】・・・・・・生活介護

事業所名称	住　所	電話番号
阿桜園	横手市赤坂字仁坂１０５番地	0182-32-6085
大和更生園	横手市大雄字八柏谷地６６番地	0182-52-3661
ひまわり社	横手市横山町３－１２	0182-23-9310
太陽の園	横手市赤坂字仁坂１０５－１	0182-36-6600
そら	横手市三本柳字寺田１３１－１	0182-38-8156
ウッディいのおか	横手市猪岡字中猪岡１５４	0182-38-8434
ユー・ホップハウス	横手市大雄字八柏谷地６６	0182-52-3950
ブリエ十文字	横手市十文字町梨木字羽場 10-115	0182-23-6300

【介護給付】・・・・・・生活介護

事業所名称	住　所	電話番号
（基準該当事業所） 横手市社会福祉協議会 十文字福祉センター指定通所介護事業所	横手市十文字町梨木字御休ノ上２９	0182-55-2211
（基準該当事業所） 横手市社会福祉協議会 雄風荘指定通所介護事業所	横手市雄物川町今宿字末館４７-２	0182-22-3400
（基準該当事業所） デイスパ清川の里	横手市駅前町７-１７	0182-23-8445

【介護給付】・・・・・・施設入所支援

事業所名称	住　所	電話番号
阿桜園	横手市赤坂字仁坂１０５	0182-32-6085
大和更生園	横手市大雄字八柏谷地６６	0182-52-3661

【訓練等給付】・・・・・・自立訓練（機能訓練）

事業所名称	住　所	電話番号
障害者支援施設ひだまり	秋田市東通仲町４-１	018-884-1400

【訓練等給付】・・・・・・自立訓練（生活訓練）

事業所名称	住　所	電話番号
生活訓練施設のぞみ	横手市上内町４-３３	0182-32-6726
生活訓練施設やまぶき	横手市根岸町６-４３	0182-33-8700
サンワーク・ネット横手	横手市梅の木町８－５	0182-23-8418

【訓練等給付】・・・・・・自立訓練（宿泊型生活訓練）

事業所名称	住　所	電話番号
生活訓練施設のぞみ	横手市上内町４-３３	0182-32-6726
生活訓練施設やまぶき	横手市根岸町６-４３	0182-33-8700

【訓練等給付】・・・・・・就労移行支援

事業所名称	住　所	電話番号
就労支援センター「グリーン」	横手市羽黒町３-７	0182-36-6171
サンワーク・ネット横手	横手市梅の木町８-５	0182-23-8418

【訓練等給付】・・・・・・就労継続支援（Ａ型）

事業所名称	住　所	電話番号
みらいワーク	横手市大屋新町字中野４２２-１	0182-23-7722

【訓練等給付】・・・・・・就労継続支援（Ｂ型）

業所名称	住　所	電話番号
ひまわり社	横手市横山町３-１２	0182-23-9310
太陽の園	横手市赤坂字仁坂１０５-１	0182-36-6600
就労支援センター「グリーン」	横手市羽黒町３-７	0182-36-6171
ハート・かまくら	横手市安田字ブンナ沢４４-１	0182-32-5773
そら	横手市三本柳字寺田１３１-１	0182-38-8156
ウッディいのおか	横手市猪岡字中猪岡１５４	0182-38-8434

ルピナス	横手市十文字町字栄町１７-２	0182-23-5840
ユー・ホップハウス	横手市大雄字八柏谷地６６	0182-52-3950
イオ・グランデ条里	横手市条里三丁目２-５５	0182-23-7980
アカシア	横手市十文字町字大道東１５-１８	0182-23-7360
就労支援はる風	横手市大森町字菅生田２４５-２２７	0182-23-5405
フレッシュワーク	横手市十文字町腕越字山道端９０-１	0182-42-4620
ジョイワーク横手	横手市雄物川町南形字下大巻５５	0182-23-6663
Re：Walks（リ・ウォークス）	横手市平鹿町醍醐字南下村２７-１	0182-23-5286
ぽっくる	横手市雄物川町沼館字昼飯塚９	0182-23-8180
イノベイト	横手市平鹿町浅舞字新堀８１	0182-38-8603

【訓練等給付】・・・・・・共同生活援助（介護サービス包括型）

事業所名称	住　所	電話番号
阿桜園　希望　Ⅰ・Ⅱ	横手市安田字堂山２１７-１	0182-32-6085
すまいる	横手市赤坂字仁坂１０５－２１	0182-33-8880
ブリエ十文字	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-23-6300
イオ・ヴィータ赤坂	横手市赤坂字後野３５－４	0182-23-8139
グループホームやがしわ	横手市大雄字八柏下村６	0182-52-3661
グループホームかみたむら	横手市大雄上田村東１６９	0182-52-3661

【訓練等給付】・・・・・・共同生活援助（外部サービス利用型）

事業所名称	住　所	電話番号
グループホームつばさ（みずほ）	横手市杉沢字谷地中３４５	0182-23-5820
グループホームつばさ（へいわ）	横手市平和町５－５０	0182-33-9919
グループホームつばさ（たんぽぽ）	横手市大水戸町８－３	0182-36-5305
グループホームつばさ（ねぎし）	横手市根岸町７－３３	0182-33-0610
グループホームつばさ（はぐろ）	横手市羽黒町５-３２	0182-33-0555

グループホームかまくら新生会	横手市安田字ブンナ沢４４－４	0182-32-5773
グループホーム横手	横手市梅の木町８－５	0182-23-8418

【障害児通所給付】・・・・・・児童発達支援

事業所名称	住　所	電話番号
モモの家	横手市横山町１－１	0182-33-7777
ブリエ十文字	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-23-6300
放課後等デイサービス キッズスポーツ	横手市婦気大堤字婦気前２６９－１	0182-23-6576
みらいずジュニア 横手	横手市朝倉町３－４５	0182-23-7808
クローバー十文字	横手市十文字町梨木字街道下８７	0182-23-9374
みらいずカレッジ 横手	横手市横手町字四ノ口５１	0182-23-6433

【障害児通所給付】・・・・・・放課後等デイサービス

事業所名称	住　所	電話番号
さくらっこ	横手市赤坂字仁坂１０５	0182-32-6085 （阿桜園　代表）
イオ平和	横手市平和町１１－５	0182-23-6585
イオ平鹿	横手市平鹿町中吉田字竹原８４－１	0182-23-7492
放課後等デイサービス キッズスポーツ	横手市婦気大堤字婦気前２６９－１	0182-23-6576
放課後等デイサービス キッズスポーツ　Fine!	横手市婦気大堤字婦気前２７４－１	0182-23-7577
みらいずジュニア 横手	横手市朝倉町３－４５	0182-23-7808
ブリエ十文字	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-23-6300
クローバー十文字	横手市十文字町梨木字街道下８７	0182-23-9374
みらいずカレッジ 横手	横手市横手町字四ノ口５１	0182-23-6433

※秋田県内の事業所一覧については、秋田県のホームページをご覧ください。

アドレス：https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/18864

移動支援事業

事業所名称	住　所	電話番号
横手市社会福祉協議会	横手市十文字町梨木字御休ノ上２９	090-2979-3884
ニチイケアセンターますだ	横手市増田町増田字月山西２９-１３	0182-55-1919
ケアステーションひだまりの郷	美郷町野中字宮崎５８-１	0187-73-6359

訪問入浴事業

事業所名称	住　所	電話番号
アースサポート横手	横手市前郷二番町８-３３	0182-33-0050
オレンジ訪問入浴事業所	横手市十文字町字海道下５６-２	0182-23-6655
株式会社 虹の街 横手営業所	横手市三本柳字寺田１３５-３	0182-23-5371

日中一時支援事業

事業所名称	住　所	電話番号
阿桜園	横手市赤坂字仁坂１０５	0182-32-6085
太陽の園	横手市赤坂字仁坂１０５－１	0182-36-6600
横手市社会福祉協議会 十文字福祉センター 十文字福祉センター指定通所介護事業所内	横手市十文字町梨木字御休ノ上２９	0182-55-2211
ひまわり社	横手市横山町３－１２	0182-23-9310
大和更生園	横手市大雄字八柏谷地６６	0182-52-3661
そら	横手市三本柳字寺田１３１－１	0182-38-8156
ブリエ十文字	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-23-6300
やまばと園	湯沢市三梨町字飯田二ツ森４３	0183-42-2141
サンワーク六郷	美郷町野中字下村５５－２	0187-84-0747
後三年鴻声の里	美郷町飯詰字東西法寺２５８	0187-83-2035
かわ舟の里角間川	大仙市角間川町字町頭９８	0187-65-3676
ひばり野園	羽後町足田字七窪２７－１	0183-62-2345

（４）就業・生活支援事業　　８　障がい福祉サービス事業所一覧

事業所名称	住　所	電話番号
ネット横手障害者就業・ 生活支援センター	横手市梅の木町８－５	0182-23-6281
秋田県南障害者就業・ 生活支援センター	大仙市戸巻町２－６８	0187-88-8713
湯沢雄勝障害者就業・ 生活支援センター	湯沢市字両神１５－１	0183-55-8650

9　主な障がい者関連団体一覧

名　　称	内　　容
秋田県車いす連合会 （県南地区）	会報発行、学校訪問、運動会の開催 〒019-2401　大仙市協和船岡字沢内753-18 ☎090-7792-1184（五十嵐）
秋田県視覚障害者 福祉協会	視覚障がい者の福祉の増進を図る活動（サウンドテーブルテニスの開催） 〒013-0045　横手市南町 4-19 ☎090-6621-8869（佐々木）
秋田県聴力障害者協会 県南支部	聴力障がい会員の親睦と手話の普及活動 〒013-0826　横手市黒川字悪戸 127-1 FAX　0182-38-2226（髙橋）
当事者グループ あやめ会	精神障がい者の当事者会、定例ミーティング、カラオケ交流会などの交流行事の企画・開催 〒013-0035　横手市平和町3-30　よねや MG ビル 1F 地域生活支援センターのぞみ気付 ☎0182-35-5781（東海林）
ダウン症サークル いっぽ21	ダウン症がある方、きょうだい児、そのご家族の為に色々な体験活動やお茶会にて交流活動をしています。 〒019-0509　横手市十文字町梨木字村北 32-2 ☎090-6224-8705（嵯峨）
公益社団法人 日本オストミー協会 秋田県支部	研修会を年５回、会報を年４回発行し、オストメイトの理解促進を図る 〒010-0922　秋田市旭北栄町1-5 （秋田県心身障害者総合福祉センター） ☎090-2983-2815（事務局次長：丸山）
精神保健福祉協会 横手支部	精神保健福祉に関する普及活動 〒013-0014　横手市上内町4-33 ☎0182-32-6726
精神保健福祉ボランティア みのり	精神保健福祉の理解、啓発に関する行事、研修会への参加 〒013-0035　横手市平和町3-30　よねや MG ビル 1F 地域生活支援センターのぞみ内 ☎0182-35-5781（地域生活支援センター：松井）

特定非営利活動法人 秋田県難病団体 連絡協議会	保健・医療又は福祉の増進を図る活動 〒010-0922　秋田市旭北栄町1-5　秋田県社会福祉会館３階 ☎018-823-6233
横手興生病院患者家族会 「ひまわり会」	実例会（毎月第３土曜日）、家族相談会（年４回） 〒013-0016　横手市根岸町8-21 （横手興生病院医療相談室内） ☎0182-32-2071
自主グループ　まんさくの会	精神に障がいを持つ方同士の交流会の開催（テーマ等は集まったメンバーで話し合って決定します。） 〒013-0033　横手市旭川一丁目 3-46（横手保健所） ☎0182-45-6137（横手保健所）
横手市身体障害者 福祉協会連合会	各地区協会の連絡調整、組織的活動による身体障がい者福祉の向上を図るとともに、社会福祉団体及び関係行政機関等の連絡、調整により、社会福祉の増進に寄与することを目的に活動しています。 〒013-0072　横手市卸町5-10（横手市社会福祉協議会内） ☎0182-36-5377
横手市手をつなぐ育成会	知的障がいのある人も当たり前に地域で暮らすことができる共生社会の実現や権利擁護を目的とし、情報提供や啓発活動、研修会の実施、会員相互の連携を深めるための活動などを行っています。 〒013-0072　横手市卸 5-10（横手市社会福祉協議会内） ☎0182-36-5377
横手市朗読 「まんさく」の会	視覚障がいの方への CD、フレックストーク（PF）の配布 〒013-0044　横手市横山町 1-1（すこやか横手）
平鹿手話サークル 「つきの木」	手話の学習、聴力障がい者との交流 〒013-0105　横手市平鹿町浅舞字覚町後 140 浅舞地区交流センター（サークル例会場） ☎0182-24-3093
横手平鹿手話研究会	手話の学習・普及・交流活動 〒013-0028　横手市朝倉町 6-38（あさくら館） ☎090-4557-1900（事務局：後藤）
レディネス	月１回音楽療法、イベントがある時の参加 〒013-0061　横手市横手町下真山 61-4 ☎080-1854-7461（近江かな子）

※掲載をご希望の障がい福祉関係団体の方は社会福祉課にご一報願います。

障がいの
ある人もない人も
互いに支えあい協働し
すべての市民の笑顔が輝くまち
よこて

令和７年度
横手市障がい福祉のしおり
（令和7年5月改訂版）

製作・監修・発行:
横手市役所　市民福祉部　社会福祉課　障がい福祉係
〒013-8601 横手市中央町8番2号
TEL:0182(35)2132
FAX:0182(32)9709

※ 横手市では、平成 19 年 4 月より「障害」の表記を「障がい」としています。
ただし、法律用語については、そのまま障害と記しています。

各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口で配布しています。